

上野原市男女共同参画年次報告書

～令和7年度版～



上野原市

《目 次》

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	上野原市男女共同参画推進計画の体系・・・・・・・・	2
3	上野原市の人口推移、上野原市における女性の登用状況・・・・・・・・	3
4	令和7年度活動実績・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	8～14

男女共同参画推進条例

はじめに・・・

どんな人であっても、差別を受けることなく、その能力を発揮し、生き生きと暮らすことは、全ての人に与えられる権利です。

すべての男女がその人権を尊重し、性別や人種にかかわらず、社会で対等な立場でその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、上野原市でも重要な課題に位置付けています。

少子高齢化や人口減少、情報化、国際化の進展など社会状況が変化する中で、地域社会が活力を生み出していくためには、男女がともに支え合い、共同して参画できる社会環境が必要となります。

本市では、平成17年6月に「上野原スマイルプラン」を策定し、家庭、職場、地域等における男女共同参画の推進に取り組んできました。

これまでの取り組みを振り返るとともに、あらためて住民の意向を把握し、施策の見直しや、防災、災害復興、地域興し、まちづくり、観光、環境等の分野への女性の参画の推進など、新たに取り組むべき課題について考察し、男女に関わらず個人の能力を最大に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成27年には「第2次 上野原スマイルプラン」を策定するとともに、「上野原市男女共同参画推進条例」を制定・施行しました。それから10年が経過し、令和7年には「第3次 上野原スマイルプラン」を策定しました。

この報告書は、上野原市男女共同参画推進条例第26条の規定に基づき、令和7年度の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものです。

上野原市男女共同参画推進計画の体系

基本理念

あなたも主役 ～一人ひとりが生き生き輝くまち～

基本目標

施策

1

男女共同参画の
意識づくり

「男女共同参画社会」の認知度、理解度向上と、固
定的な男女観の見直し推進

個人・家庭における男女共同参画の意識啓発

ワーク・ライフ・バランスの意識啓発

事業者、団体等における男女共同参画の意識啓発

乳幼児・学校教育の場における人権の尊重、男女の
平等、相互理解・協力に関する教育

DVや各種ハラスメントに関する意識啓発

2

男女共に安心して
毎日を過ごせる
環境づくり

仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備促進

職場・学校等における各種ハラスメント防止体制の
整備推進

男女がともに安心して子どもをつくり、育てられる
環境の整備推進

介護と仕事などを両立できる環境の整備

DVや人権侵害対策の充実

3

男女共に
一人ひとりが活躍する
社会づくり

防災、まちづくり等の分野における女性の参画の推
進

政策・方針決定過程への女性の参画の推進

高齢男女の積極的な社会参画への支援

地域活動等における男女共同参画の推進

上野原市の人口推移

(4月1日現在)

年次	人口(人)			世帯数(件)	65歳以上 割合(%)
	総数	男性	女性		
平成30年	23,554	11,769	11,785	9,916	34.7
平成31年	23,195	11,601	11,594	9,937	35.5
令和2年	22,799	11,402	11,397	9,979	36.3
令和3年	22,518	11,318	11,200	10,055	37.0
令和4年	22,219	11,153	11,066	10,042	37.9
令和5年	21,803	10,938	10,865	10,036	38.8
令和6年	21,454	10,747	10,707	10,033	39.5
令和7年	21,012	10,533	10,479	10,026	40.5

上野原市における女性の登用状況

(令和7年4月1日現在)

	審議会数	委員総数	うち女性 委員数	女性の割合
地方自治法 (第202条の3) に基づく審議会等 の 女性登用状況	17	274人	72人	26.3%

	委員会数	委員総数	うち女性 委員数	女性の割合
地方自治法 (第180条の5) に基づく委員会等 の 女性登用状況	5	41人	1人	2.4%

	課長級 以上総数	女性課長級 以上数	女性比率	係長相当 職総数	うち女性数	女性比率
女性職員の 役職登用状況	20人	3人	15.0%	56人	10人	17.9%

	議員総数	女性議員数	女性比率
女性議員 の状況	14人	1人	7.1%

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用

	審議会等名	設置根拠	委員 総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性の割合 (%)
1	市町村防災会議（会長含む）	災害対策基本法第十六条	30	3	10.0
2	民生委員推薦会	民生委員法第五条	7	2	28.6
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	15	0	0.0
4	公民館運営審議会	社会教育法第二十九条	60	16	26.7
5	社会教育委員会	社会教育法第十五条、第十七条の二	12	3	25.0
6	スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第三十一条	9	1	11.1
7	図書館協議会	図書館法第十四条	10	7	70.0
8	地方文化財保護審議会	文化財保護法第九十条	7	1	14.3
9	市町村都市計画審議会	都市計画法第七十七条の二	15	0	0.0
10	上野原市奨学生選考審議会	上野原市奨学資金条例	7	1	14.3
11	上野原市立病院運営委員会	上野原市立病院運営委員会設置条例	9	1	11.1
12	上野原市学校給食運営委員会	上野原市学校給食共同調理場条例	17	9	52.9
13	上野原市財産区管理会	上野原市財産区管理会条例	42	0	0.0
14	上野原市恩賜県有財産保護財産区管理会	上野原市恩賜県有財産保護財産区管理会条例	18	0	0.0
15	上野原市地域公共交通活性化協議会	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	20	1	5.0
16	上野原市消防委員会	上野原市消防委員会条例	11	0	0.0
17	上野原市営住宅入居者選考委員会	上野原市営住宅条例	7	0	0.0

令和7年度活動実績

市では、上野原市男女共同参画推進条例第28条の規定により、上野原市男女共同参画推進委員会を設置しています。推進委員会は、令和7年4月に策定された第3次上野原スマイルプランのもと、男女が互いに認め合い、社会を支えるために力を合わせようという男女共同参画社会の推進のために設けられました。

第3次上野原スマイルプランに定められた基本目標とそれに基づく基本計画（課題）の実現のために、毎月1回委員会を開催し、様々な活動を行っています。

〈推進委員会等開催状況〉

月日	主な行事	内容
4月1日	第13回男女共同参画推進委員会	広報5月号のスマイルニュースについて 「(男女共同参画社会の目線を見た)身近な疑問」 第3次プランの確認 令和7年度の活動について
5月2日	第14回男女共同参画推進委員会	広報6月号のスマイルニュースについて 「誰でも、どこでも、自分らしく」 男女共同参画推進週間の回覧について
6月3日	第15回男女共同参画推進委員会	広報7月号のスマイルニュースについて 「選択的夫婦別姓制度について」 専門アドバイザーの派遣について
7月2日	第16回男女共同参画推進委員会	広報8月号スマイルニュースについて 「わたしも悩んでいます」 専門アドバイザーの派遣について ぴゅあフェスティバルについて
7月17日	ぴゅあフェスティバル第1回実行委員会 (ぴゅあ富士)	フェスティバルの概要について ほか
8月5日	第17回男女共同参画推進委員会	広報9月号スマイルニュースについて 「上野原の風景とともに考える「自分らしさ」」 専門アドバイザーの派遣について ぴゅあフェスティバルについて
8月28日	ぴゅあフェスティバル検討会 (ぴゅあ富士)	フェスティバルのぴゅあ富士独自プログラムについて
9月2日	第18回男女共同参画推進委員会	広報10月号スマイルニュースについて 「「やる！」と決める」 ぴゅあフェスティバルについて

10月3日	第19回男女共同参画推進委員会	広報11月号スマイルニュースについて 「あなたの手助けが、誰かの可能性を広げる」 専門アドバイザーの派遣について
10月28日	ぴゅあフェスティバル第2回実行委員会 (ぴゅあ富士)	全体スケジュールについて ほか
11月4日	第20回男女共同参画推進委員会	広報12月号スマイルニュースについて 「ぴゅあフェスティバル2025」 専門アドバイザーの派遣について ぴゅあフェスティバルについて
12月2日	第21回男女共同参画推進委員会	広報1月号スマイルニュースについて 「家族でつくるお正月」 専門アドバイザーの派遣について ぴゅあフェスティバルについて
12月13日	ぴゅあフェスティバル2023(ぴゅあ富士)	ぴゅあフェスティバル1日目(講演会)
12月14日	ぴゅあフェスティバル2023(ぴゅあ総合)	ぴゅあフェスティバル2日目(活動発表)
1月6日	第22回男女共同参画推進委員会	広報2月号スマイルニュースについて 「トイレの面積は平等？」 市長への提言について 講演会について
2月3日	第23回男女共同参画推進委員会	広報3月号のスマイルニュースについて 「共育(トモイク)プロジェクト」 市長への提言について
2月27日	令和7年度普及啓発事業男女共同参画実践講座 ぴゅあ富士管内男女共同参画リーダー会議 (ぴゅあ富士)	「男女共同参画の視点で考える、 男女の職業選択における差」
3月3日	市長報告	市長への報告、市長への提言
3月3日	第24回男女共同参画推進委員会	広報4月号のスマイルニュースについて 「令和7年度市長への提言書」

※第11期の任期は、令和6年4月1日～令和8年3月31日

〈市及び推進委員会の主な取り組み〉

具体的施策	内 容	備 考
	<p>○男女共同参画推進月間における啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への周知と意識啓発のため、チラシを作成して回覧しました。 	<p>※毎年6月23日から29日までが「男女共同参画週間」</p>
<p>男女共同参画社会の実現のための啓発活動等の実施</p>	<p>【イベントへの参加】</p> <p>○ぴゅあフェスティバル2025に参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動発表で寸劇を上演 ・スマイルニュース記事を展示 <p>開催日：令和7年12月13日（土）、14日（日）</p> <p>○令和6年度普及啓発事業男女共同参画実践講座に参加</p> <p>開催日：令和8年2月27日（金）</p>	
<p>広報等を活用した意識啓発</p>	<p>○広報「うえのはら」にスマイルニュースを掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の意識啓発を図る目的で、毎月の広報に「スマイルニュース」として掲載し、情報提供を行いました。 	<p>通年</p>

～参考資料～

上野原市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 性別による権利侵害の禁止（第9条・第10条）

第3章 基本的施策（第11条—第26条）

第4章 男女共同参画計画策定委員会（第27条）

第5章 男女共同参画推進委員会（第28条）

第6章 雑則（第29条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法が全ての人に保障する権利であり、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けている。

上野原市においても様々な取組を進めてきたところであるが、真の男女平等の達成には、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現することが必要である。

このような認識に立ち、私たち上野原市民は、行政と協力して男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、自治組織、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策を定め、男女共同参画への取組を通じた男女平等社会の実現を目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3） 市民 住民登録の有無にかかわらず市内に居住する者、市内に勤務する者及び市内に通学する者をいう。
- （4） 自治組織 市内の行政区等地縁に基づいて形成された団体その他市民が地域活動を行う団体をいう。
- （5） 事業者 営利又は非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行う全ての個人及び法人その他の団体をいう。
- （6） 教育に携わる者 市内において、家庭教育、学校教育、社会教育、保育等その他のあ

らゆる教育に携わる者をいう。

(7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の間における身体的、心理的、性的、経済的等の暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識及びこれに基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援を受けながら、家庭、職場、地域、学校その他のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に、対等に参画できるようにすること。

(5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(6) 男女が、互いの性についての理解を深め双方の健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関し他の者に強要されることなく自らが決定する権利を十分尊重し合い、生涯にわたる心身の健康が確保されること。

(7) 社会のあらゆる分野から、暴力及び虐待並びに他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、必要な財政上の措置及び推進体制の整備に努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進について、市民、自治組織、事業者及び教育に携わる者の関心及び理解が深まるよう必要な啓発活動及び学習機会の充実に努めなければならない。

4 市は、男女共同参画の推進に関する職員の資質の向上及び人材育成を図るため、職員研修等を実施しなければならない。

5 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、自治組織、事業者及び教育に携わる者のほか、国、県及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら男女共同参画に関する理解を深め、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、社会のあらゆる分野において、男女の役割を固定化させている従来の慣行を改め、自立した個人として対等な関係で共に社会を形成していけるよう努めるものとする。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(自治組織の責務)

第6条 自治組織は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識又は社会の慣行等、男女共同参画を推進するに当たり弊害となる要因を取り除くよう努めるものとする。

2 自治組織は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 自治組織における役職の構成に当たっては、性別を理由に異なった取扱いをしないよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、事業活動において、男女の平等に関する法令を遵守し、男女が家庭と事業活動とを両立できる環境を整えることに努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、性別等による固定的な意識を植え付けることがないように配慮し、男女の平等について理解を深める教育等を行うよう努めるものとする。

第2章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の権利侵害をしてはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、上野原市男女共同参画推進委員会の意見を聴くとともに、市民、自治組織、事業者及び教育に携わる者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(積極的改善措置)

第13条 市長は、各種行政委員又は審議会等における委員を委嘱し、又は任命するときは、男女が平等に市の施策及び方針の決定の過程に参画できる機会を確保するために必要な積極的改善措置を講じ、男女の委員の構成に配慮するものとする。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第14条 市は、市民、自治組織、事業者及び教育に携わる者が行う男女共同参画の推進に関する活動又は取組を支援するため、情報の提供、活動機会の確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活とそれ以外の活動との両立支援)

第15条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活その他社会における活動とを両立することができるための必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子育て及び介護に対する支援)

第16条 市は、家族を構成する者が性別により役割を固定することなく子育て及び介護を積極的に行うことができるよう環境の整備に努めるものとする。

(事業者への支援)

第17条 市は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画が推進されるよう必要な支援を行うものとする。

2 市は、事業者に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の男女の人権に関する問題の発生が事業活動に対する障害となるおそれがあることを考慮し、当該問題の回避に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(自営業者への支援)

第18条 市は、農林業、商工業その他の産業における自営業者の男女共同参画を推進するため、これらに従事する者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(情報提供及び広報活動)

第19条 市は、男女共同参画の推進について、市民、自治組織、事業者及び教育に携わる者の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報を提供し、及び広報活動を行うよう努めるものとする。

(男女平等に関する教育の推進)

第20条 子の親又はその家族は、基本理念にのっとり、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 教育に携わる者は、性別による差別のない教育に努めるものとする。

3 市は、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の分野において男女共同参画の視点が盛り込まれるよう啓発その他の支援を行うものとする。

(国際的協調のための措置)

第21条 市は、男女共同参画の推進に関し国際的な相互協力を円滑に図るため必要な措置を講

ずるよう努めるものとする。

(推進体制)

第22条 市は、関係部局相互の連携により、男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に計画し、調整し、及び実施するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

(新たな取組を必要とする分野の推進)

第23条 市は、新たな取組を必要とする分野(科学技術、防災、災害復興、地域興し、まちづくり、観光及び環境の各分野をいう。)における男女共同参画を推進するものとする。

(苦情及び相談への対応)

第24条 市は、市民、自治組織、事業者及び教育に携わる者からの男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情又は性別による差別的取扱いによる権利の侵害等に関する相談に対応するため、相談窓口を設置し、関係機関と連携して迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、上野原市男女共同参画推進委員会に意見を求めることができる。

(調査研究)

第25条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、必要があると認める場合は、市民、自治組織、事業者及び教育に携わる者に対し、男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

(年次報告及び公表)

第26条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を取りまとめた報告書を作成し、公表するものとする。

第4章 男女共同参画計画策定委員会

(令5条例27・追加)

(男女共同参画計画策定委員会)

第27条 第11条に規定する基本計画を策定するに当たり必要な事項について広く意見を求めるため、上野原市男女共同参画計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

2 策定委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 基本計画の策定に関すること。

(2) その他市長が必要と認める事項

3 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、識見を有する者、関係団体の代表、一般住民及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

5 委員の任期は、市長が委員を委嘱した日から基本計画の策定完了までの期間とする。

6 策定委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

(令5条例27・追加)

第5章 男女共同参画推進委員会

(令5条例27・旧第4章繰下)

(男女共同参画推進委員会)

第28条 市における男女共同参画社会の推進に当たり必要な事項について広く意見を求めるため、上野原市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告する。

(1) 基本計画の推進に関すること。

(2) 男女共同参画の推進に関すること。

(3) その他男女共同参画に関連する施策に関すること。

3 推進委員会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、識見を有する者、関係団体の代表、一般住民及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

(令5条例27・旧第27条繰下・一部改正)

第6章 雑則

(令5条例27・旧第5章繰下)

(その他)

第29条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令5条例27・旧第28条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている上野原市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱（平成25年上野原市告示第15号）に規定する男女共同参画プラン（上野原スマイルプラン）は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

附 則（令和5年12月25日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の上野原市男女共同参画推進条例第27条第4項の規定により委嘱又は任命する委員の選考その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、これを行うことができる。